

## 金価格が1トロイオンス=1,500ドルを突破

金価格は、米中貿易戦争の激化や、世界経済の減速懸念が強まる中、世界的な金利低下などを背景に約6年4ヵ月ぶりに1,500ドル(1トロイオンスあたり)を突破しました。引き続き世界経済の先行きについて不確実性が高まっている環境下、株や債券などの他資産と異なる動きをする金は安全資産として注目を集める可能性があります。

### 金価格は約6年4ヵ月ぶりに1トロイオンス=1,500ドルを突破

金価格は2019年8月7日に約6年4ヵ月ぶりの高値となる1,506ドル(1トロイオンスあたり、LBMA午後金価格)となりました(図表1参照)。同時点までの騰落率をみると年初来で+17.8%、過去1年間で+24.2%の大幅上昇となっています。

米中貿易戦争の悪化、世界経済の減速懸念と主要中央銀行による金融緩和の動きを背景とした世界的な金利低下などを背景に金価格は過去1年、上昇基調で推移してきました。

足元ではこうした不透明感の中で、米トランプ大統領が9月1日より中国からの輸入品3,000億ドル分を対象とした追加関税を発動すると表明、中国も即座に必要な対抗措置を取ると表明したことから米中貿易戦争の激化への懸念がさらに高まりました。これを受けてリスク回避の動きから世界の株式市場が不安定化する中、安全資産としての金は大幅上昇となりました。

また米中貿易戦争の激化による世界経済への悪影響も心配され、先行きの不確実性が高まっています。7月末の米国に続き、8月8日にはインド、ニュージーランド、タイが予想外または予想以上の利下げ実施を発表するなど金融緩和策を実施する中央銀行が増えており、スイスやドイツ、フランス、日本などの10年国債利回りがマイナスとなるなど、世界的に債券の利回りが低下しています(図表2参照)。金は金利を生まない資産であるため、世界的な国債の利回り低下は金の相対的魅力を高めているといえます。

<次ページにつづく>

図表1: 金価格の推移

日次、期間: 2009年8月7日~2019年8月7日

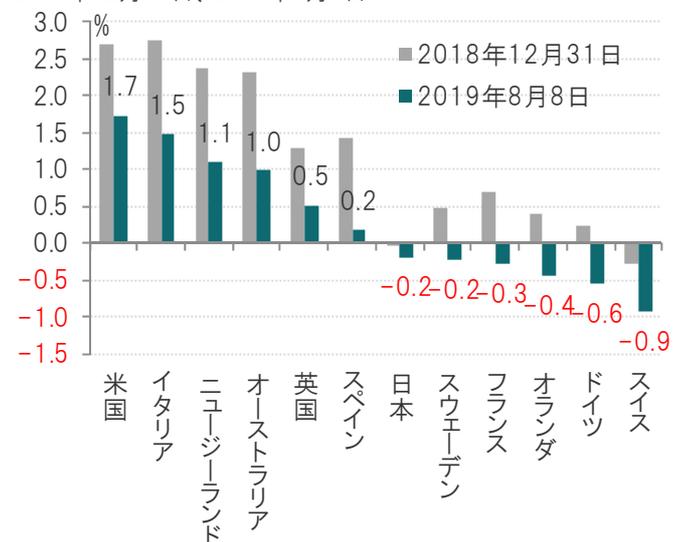


※金価格: LBMA午後金価格

出所: ブルームバーグを使用しビクテ投信投資顧問作成

図表2: 主要国の10年国債利回り

2018年12月31日、2019年8月8日



出所: ブルームバーグのデータを使用しビクテ投信投資顧問作成

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 中国やロシアなど 外貨準備で金を購入する動きも

中長期的な動きとしては中央銀行による金の購入も注目されています。中国やロシアなど一部の国が、金融危機など不測の事態への備えとして外貨準備高の分散化を進めるため、信用リスクがなく市場に流動性と厚みがある金を代替資産として組入れる動きがみられます。リーマンショックや欧州債務問題などを受けて、2010年以降は金の購入に転じ、2018年には1971年以降、最高水準となり、この動きは継続しています(図表3参照)。

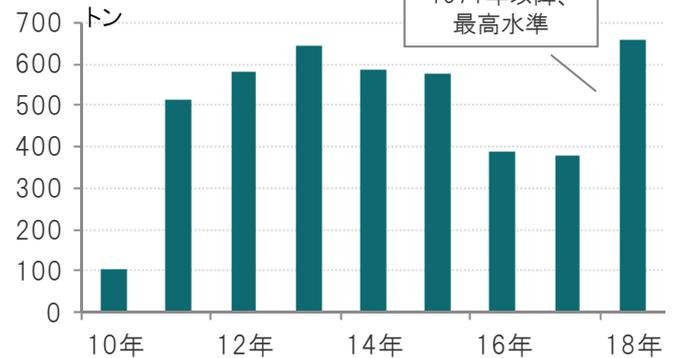
## 不確実性の高まる環境下、金はさらに注目を集める可能性

ピクテでは、金は不確実性が高まる状況で安全資産としてさらに注目を集めると考えます。

足元、米中通商問題が激化し、世界経済の先行き不透明感が高まっています。さらに米国の追加利下げ観測や米国以外の国の金融緩和策などを背景に、世界的に国債利回りの低下が進む可能性があり、これらは金価格を押し上げる要因となると見えています。

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

図表3: 中央銀行による金需要  
年次、期間: 2010年~2018年



出所: ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

### 当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。